

自治会ハンドブック



高砂市連合自治会

令和8年度

目次

第1章 自治会の役割と組織

自治会とは	1
自治会の役割	1
自治会の組織図（例）	2
自治会員・自治会役員の役割	3
自治会運営の省力化・効率化	4
高砂市連合自治会	5
地区連合自治会	5
単位自治会	5

第2章 自治会の運営

会議（総会・役員会等）	7
役員等の選出方法と任期	8
自治会の会計処理	8
自治会の業務の「見える化」	8
自治会員の募集	9
自治会の新規加入促進	11
個人情報を取り扱うときの注意事項	11
持続可能な自治会活動に向けて	13
自治会へのコミュニティ活動備品の貸出	14
自治会の防火安全対策	15
自治会活動保険	15
地域の活動拠点「地域交流センター」	16

第3章 自治会デジタル化

デジタル技術の導入	17
自治会支援アプリ「結ネット」	17
結ネット（デモ版）	19
結ネット利用申込	19
自治会支援アプリ導入等補助金	20

第4章 資料集

自治会に関する情報の発信	20
高砂市の業務一覧	20
自治会等を対象とした補助金制度	24
市から自治会等へのご案内	27
高砂市まちづくり出前講座	27
高砂市AED設置公表施設	29
自治会なんでもQ&A	29

※認可地縁団体については、別紙「認可地縁団体の手引き」をご覧ください。

第1章 自治会の役割と組織

自治会とは

一定の区域において、住民が自主的に組織する任意の団体です。地域内の全世帯が入会することが望ましいです。地域内の事業所等が、賛助会員として入会する場合があります。

自治会の役割

自治会は、「向こう三軒両隣」、「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、住民の皆さんが協力して、地域の安全・安心に取り組むとともに、住民の親睦を図り、住みよいまちづくりを築いていくために活動しています。

地域の皆さんに入会を呼びかける際には、以下の自治会活動の役割をしっかりと伝えることが重要です。

地域で人と人との支え合い

「向こう三軒両隣」「互近助づきあい」のつながり、必要なときに支え合う身近な顔が見える関係づくりの場

防災訓練などの地域での体制づくり

災害に備えた定期的な防災訓練の実施や非常時に必要となる物資の常時保管・管理

安全・安心な地域づくり

防犯カメラの設置・維持管理、防犯パトロールなどを通じた安全・安心に生活できる環境づくり

行政からの情報提供

自治会へ送付される市やその他行政機関からのお知らせなどの情報を回覧・掲示

子どもや高齢者の見守り

子どもや高齢者の見守り活動などを通じて、住民がお互いに助け合い、安心して暮らせる環境づくりの維持・改善を図る

地域の環境美化

ごみ拾いや清掃などの美化活動を協力して行い、生活環境の維持・改善を図る

行事・レクリエーションなどのイベント開催

夏祭りの開催や各種サークル活動などを通じて、住民同士の交流を深め、より良い人間関係を構築し、維持・改善を図る

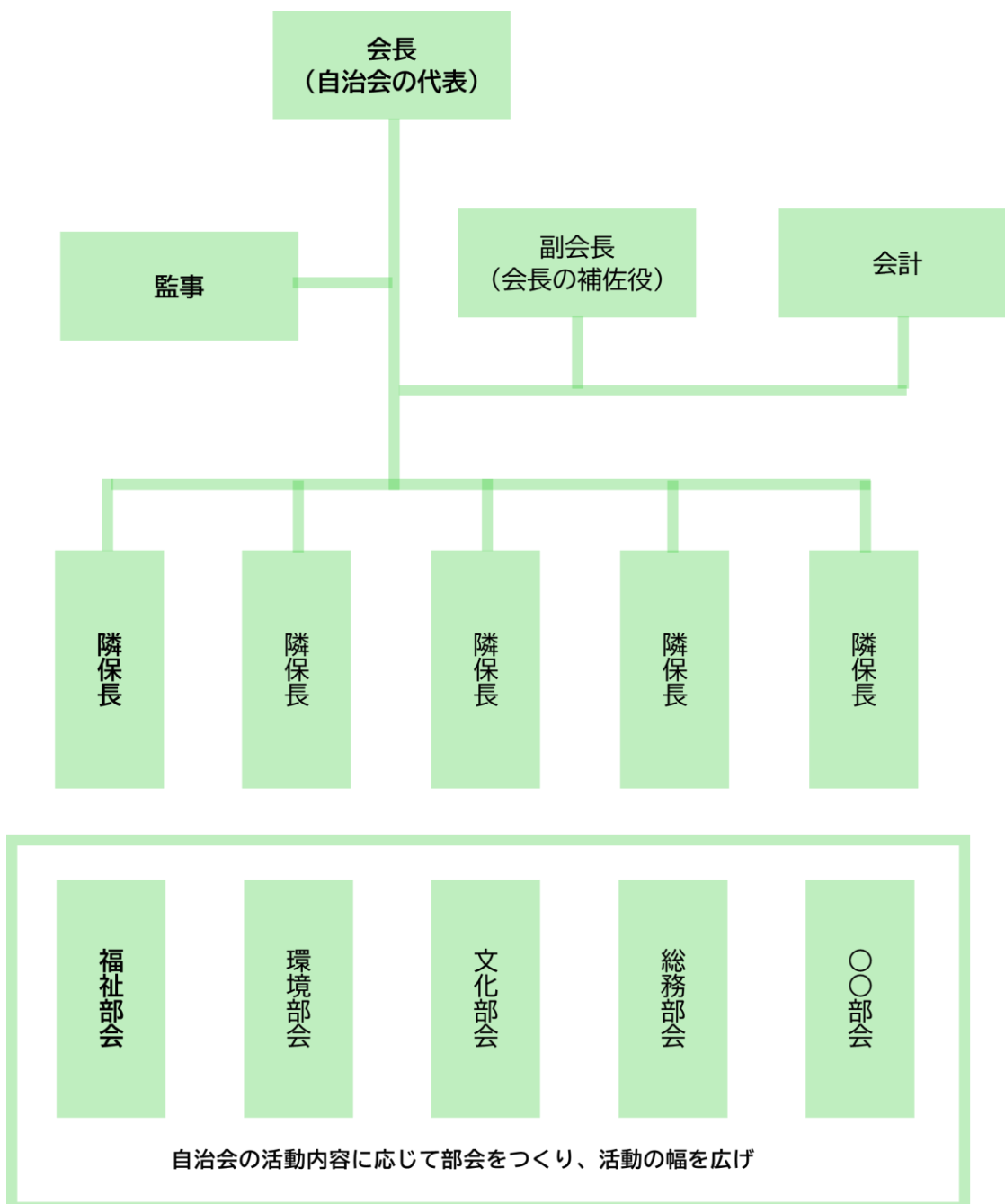
地域資源の保護・伝承

地域にある固有の伝統、文化や自然などの資源を守り、次世代につなぐなど、魅力ある地域づくり

地域の課題への取組

個人では解決できない地域の課題を地域住民が一緒になって考え、必要に応じて行政と連携し解決に努める

自治会の組織図（例）



※隣保長を、「組長」「班長」とする自治会もあります。自治会により様々です。

自治会員・自治会役員の役割

自治会は地域の公共的な団体であり、一人ひとりがまちを大切に作る心、思いやりの心をもって協力することが、ふれあいのあるより良い地域社会づくりにつながります。

また、自治会の活動は一部の役員だけの活動であってはなりません。各会員が自治会の目的実現のためにできることを行い、それぞれの役割に応じて活動に参加することが求められます。会長が司令塔となり、みんなで協力すれば、一人ひとりの負担も少なくすみ、やり遂げた時の喜びや達成感も分かち合うことができます。

会員の親睦と、活発な自治会活動を進めるうえで、その中心となる自治会長やその他の役員の方々には次のような役割が求められます。

すべての役員が同じ量の仕事をする必要はありません。平日に動ける人、パソコン作業が得意な人、行事当日だけ手伝える人などそれぞれの事情や得意分野を活かし、無理のない関わり方を認め合うことが、長く続く自治会運営につながります。

役割分担し、みんなで協力する	一人で抱え込まずに、みんなで役割を分担することが大切です。それぞれの得意分野で互いに協力しましょう。また、役員の交代があった場合は、引継ぎを着実にやり、活動に支障がでないようにしましょう。
幅広く住民が参加できるような工夫をする	自治会活動には住民の総意が反映されなければなりません。多くの住民の参加を得るために、時にはアンケートなどで住民のニーズや関心をつかみ、創意工夫に努めましょう。
他人のプライバシーを守る	住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えてきます。興味本位に口外することなく、秘密やプライバシーは必ず守りましょう。
相手の立場や考え方も尊重して、話を聞く	自治会活動を進める上では民主的な運営が求められます。会員の一人ひとりが十分に話し合い、お互いを認め合い、理解し合った上での活動を心がけましょう。
自分の言動に責任を持つ	自治会活動は自発的な活動です。一旦引き受けたら責任を持ってやり遂げましょう。

○役割分担表（サンプル）

以下は一例です。自治会の規模や実情に応じて調整してください。

役職名	主な役割内容	補足
会長	全体調整、対外的な窓口	すべてを一人で抱えない
副会長	会長補佐、行事の総括	分野別担当でも可
会計	会費管理、収支報告	複数人でチェック
書記	会議記録、文書作成	テンプレ活用
防災担当	防災訓練、備品管理	年1~2回中心
広報担当	回覧、アプリ配信	得意な人が担当
行事サポート	行事当日の手伝い	単発参加OK

※「役員」「サポーター」など柔軟な位置づけも検討できます。

自治会運営の省力化・効率化

近年、自治会では役員のなり手不足や高齢化、共働き世帯の増加などにより、従来と同じ運営方法が続けることが難しくなっています。こうした状況の中で大切なのは、「がんばり続ける自治会」ではなく、「無理なく続けられる自治会」へと運営のあり方を見直すことです。

その第一歩として、自治会業務の省力化・効率化に取り組むことが重要です。

○自治会業務の棚卸しと、時代にあった業務量への見直し（事業の見直し・廃止の検討）

まず取り組みたいのが、「自治会で行っている業務や事業を一度すべて書き出すこと（棚卸し）」です。

【業務の棚卸しとは】

- 年間行事（祭り、清掃、防災訓練、親睦行事など）
- 定例業務（回覧板、会費徴収、会議、行政連絡）
- 不定期業務（要望書提出、トラブル対応 など）

これらを一覧にし、「いつから」「誰が」「どのくらいの負担で」行っているのかを確認します。

【見直しの視点】

棚卸しの後は、次のような視点で検討します。

- 本当に今も必要な事業か
- 目的が分かりにくくなっていないか
- 参加者が年々減っていないか
- 役員の負担が過度になっていないか

「昔からやっているから」「やめると言いにくいから」という理由だけで続いている事業は少なくありません。

しかし、自治会は住民の生活を支えるための組織です。時代や地域の実情に合わなくなった事業については、縮小や休止、廃止を検討することも必要です。見直しは“後ろ向き”ではありません。事業をやめることは決して消極的な判断ではなく、限られた人手と時間を、本当に必要な活動に集中させるための前向きな選択です。

高砂市連合自治会

高砂市連合自治会は、8地区の地区連合自治会によって構成されています。

地区連合自治会の会長は、高砂市連合自治会の常任理事を兼任し、常任理事から役員を決定しています。役員は会長1人、副会長2人、会計1人、監事2人です。

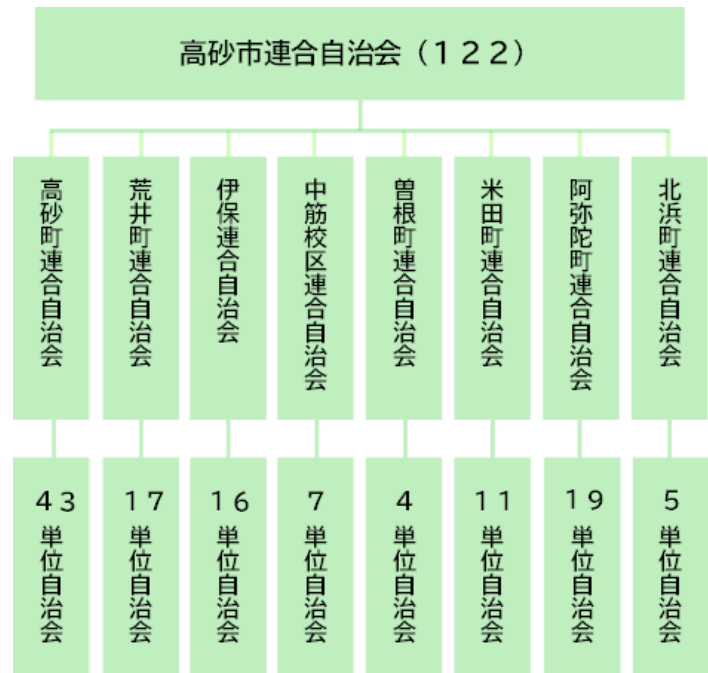
高砂市連合自治会では、地区連合自治会相互の情報交換を行うとともに、行政との意見交換や、研修会の開催等も行っており、市内自治会が相互に育成発展できるように活動しています。

高砂市連合自治会の活動

総会（大会同時開催5月末頃） 年1回
理事会 年2回（4月ごろ・3月ごろ）
常任理事会 年5回（臨時開催有）
新任自治会長向け研修会 年1回
普通救命講習（市内自治会会員向け）
東播磨地区自治会連合会主催行事
兵庫県連合自治会主催行事
全国自治会連合会主催行事

市から自治会への依頼業務

市政、市の業務に関する文書の回覧、
配布依頼
広報誌「広報たかさご」全戸配布委託
市民から行政へ、または行政から市民の
連絡、周知、要望に関すること



高砂市連合自治会組織図

地区連合自治会

高砂市は大まかな地区として8地区（高砂・荒井・伊保・中筋・曾根・米田・阿弥陀・北浜）あります。それぞれの地区にある複数の単位自治会により、地区連合自治会が構成されており、単位自治会相互の親睦・調整や広域的な課題への対応等を目的として結成しています。

活動内容は地区により様々ですが、単位自治会が単独でできない規模の催しや、各自治会に共通する課題の解決等に大きな役割を果たしています。単位自治会が連携することで、より広域的な活動が可能となり、交流や情報交換も深めることができます。

単位自治会

高砂市内の単位自治会は122団体あります。また、各地区連合自治会の構成や各単位自治会の名称は次のとおりです。

高砂市単位自治会・町内会（122団体）

高砂町連合自治会 (43団体)	北本町自治会	カネカ社宅自治会	北渡海町自治会
	東浜町自治会	西畑1丁目自治会	細工町自治会
	船頭町自治会	西畑2丁目自治会	鍛冶屋町自治会
	清水町自治会	西畑3丁目自治会	次郎助町自治会
	高瀬町自治会	西畑4丁目自治会	東農人町自治会
	藍屋町自治会	県営高砂鉄筋団地自治会	栄町商店街自治会
	朝日町自治会	高砂パインビレッジ自治会	農人町自治会
	宮前町自治会	南材木町自治会	鍵町自治会
	魚町自治会	南浜町自治会	ダイヤタウン高砂自治会
	大工町自治会	東宮町自治会	木曾町町内会
	釣船町自治会	戎町自治会	浜田町自治会
	狩網町自治会	西宮町自治会	松波団地自治会
	南本町自治会	田町自治会	松波町自治会
	南渡海町自治会	獺師町自治会	
	横町自治会	材木町自治会	
	荒井町連合自治会 (17団体)	蓮池自治会	中町自治会
東本町自治会		千鳥自治会	若宮自治会
御旅自治会		小松原自治会	労金荒井団地自治会
日之出町自治会		緑丘自治会	紙町自治会
扇町自治会		末広町自治会	小松原団地自治会
南米町自治会		三菱重工荒井社宅自治会	
伊保連合自治会 (16団体)	伊保東部自治会	中島自治会	県営伊保団地自治会
	伊保中部自治会	梅井自治会	竜山自治会
	西部自治会	タクマ自治会	竜山県営住宅自治会
	伊保南部自治会	古沼自治会	サンライズ高砂自治会
	高須自治会	三ノ島自治会	
	今市自治会	電源開発社宅自治会	
中筋校区連合自治会 (7団体)	中筋東自治会	時光寺町自治会	春日野団地自治会
	中筋西自治会	時光寺団地自治会	
	中筋一丁目自治会	春日野町自治会	
曾根町連合自治会 (4団体)	曾根東之町自治会	曾根南之町自治会	
	曾根西之町自治会	曾根北之町自治会	
米田町連合自治会 (11団体)	米田自治会	島町内会	アーバン自治会
	米田新自治会	神爪自治会	美保里自治会
	古新自治会	米田団地自治会	中島三丁目自治会
	塩市自治会	東神爪自治会	
阿弥陀町連合自治会 (19団体)	阿弥陀町豆崎自治会	阿弥陀東自治会	魚橋北自治会
	金ヶ田町自治会	阿弥陀南自治会	山ノ端自治会
	西下台自治会	北池自治会	北山自治会
	下台自治会	南池自治会	長尾自治会
	中通自治会	生石自治会	地徳自治会
	中所自治会	魚橋自治会	
	阿弥陀町中西自治会	魚橋南自治会	
北浜町連合自治会 (5団体)	西浜自治会	牛谷自治会	牛谷東自治会
	北脇自治会	牛谷団地自治会	

第2章 自治会の運営

会議（総会・役員会等）

総会

総会は1年間の活動方針や予算・決算、役員改選等の重要事項について、会員の総意で自治会の方針を決定する会議です。

○開催準備

- ①規約の再確認
- ②議案の作成・打ち合わせ（役員会等で決定）
- ③開催通知・委任状・総会資料等の送付

○総会当日

- ①会場の準備・設営、出席者の受付
- ②会議の開催（進行例）
 1. 開会のことば
 2. 会長あいさつ
 3. 議長選出
 4. 議事録署名人の選出
 5. 議案審議
 6. 閉会のあいさつ
- ③議事録の作成

○この議事録は総会が正式に開催され、議決されたという証拠になります。

○万が一自治会で問題が発生した場合に備え、自治会長ご自身を守るためにも、正確に作成することが重要です。

令和〇年度 〇〇自治会 定期総会	
日 時：	令和〇年〇月〇日（〇）〇時～
場 所：	〇〇自治会館
【総会次第】	
1.	開会
2.	会長あいさつ
3.	議長選出
4.	議案
1号議案	令和〇年度 事業報告
2号議案	令和〇年度 決算報告・監査報告
3号議案	令和〇年度 事業計画（案）
4号議案	令和〇年度 予算（案）
5号議案	令和〇年度 役員（案）
5.	その他（報告事項等）
6.	閉会

役員会

役員会は、執行機関として総会の議決に従い、自治会を運営していくために必要な事項を決定する会議です。自治会の細則等の変更においても、基本的には役員会で決定することができます。

認可地縁団体の自治会は「認可地縁団体の手引き」をご覧ください！



役員等の選出方法と任期

役員等の選出には、選挙・推薦・抽選・輪番制など、いろいろな方法がありますが、それぞれの自治会に最も適した民主的な方法を工夫することが必要です。ただし、抽選や輪番制を採用する場合には、小さなお子さまや介護を要する家族がいる世帯、高齢者のみの世帯については配慮することも必要です。

役員等の任期については、継続して運営を行っていくため、役員の負担を分担することによって役員のなり手を確保する工夫も必要です。例えば、会長経験者がアドバイザーとして残ることや、任期を2年として1年ごとに役員の半分ずつを改選する等の工夫を行っている自治会もあります。

また、自治会へ幅広い住民の参画を促すためにも、多様な人材の積極的な登用をご検討ください。

「多様な人材の積極的登用」

地域運営や自治会活動における担い手不足を解消するためには、年齢・性別・職業などにとらわれず多様な人材を登用し、さまざまな立場の住民の参画を促すことが重要です。また、役員体制においても多様性を重視し、これまで参画する機会が少なかった層（若年層、共働き世帯、単身者など）を積極的に登用することで、より広い視点での運営が可能となります。

自治会の会計処理

自治会の運営や活動を進めていくには、財源の確保が必要です。その中でも、会費は自治会の収入の中心であり、会員が公平に負担するものです。会費の金額や徴収方法については、会員が納得できるように総会などで決定します。

自治会費とは別である募金等の集金については、募金等は任意となりますので、集金される際にご説明のうえ、(会員の意思によって)適正な処理を行います。

財政規模は、自治会の構成員数や活動内容によって様々ですが、予算と決算については、総会での議決・承認が必要です。

役員報酬については、課税対象となり確定申告が必要な場合があります。詳しくは、課税課（Tel079-443-9015）にお問い合わせください。

自治会の業務の「見える化」

共働き世帯、住民の高齢化、企業の定年延長等の社会情勢の変化により、全国的に自治会の役員のなり手不足が問題となっています。この問題の対策として、自治会の業務リストやマニュアル（各種提出書類一覧、当て職一覧等）を作成し、「見える化」することが有効です。自治会の業務を明確にすることによって、住民が後任に手を挙げやすくなるとともに、業務を円滑に引き継ぐことができます。また、自治会内での情報共有のためにも、ぜひ業務リストやマニュアルの作成に努めてください。

自治会員の募集

核家族や共働き世帯が増え、価値観やライフスタイルが多様化し、またインターネットで様々な考えや情報を得やすい時代となったことから、自治会の役割や自治会の魅力が伝わりにくくなっています。これまでのように、転入者や未入会者に「自治会に入るのが当たり前だから」と入会を勧めても理解を得られないことがあります。自治会活動の主旨、自治会活動を通してのご近所付き合いが非常に大切であること等を粘り強く説明し、ご理解いただくことが重要です。

自治会員の募集方法の一例を紹介しますので、地域の実情に合った方法で取り組んでみてください。

訪問前の準備

- ①住宅地図等を参考に未入会世帯の確認
- ②入会のメリットの確認
 - ・「安全・安心」「子ども」等、共感を得やすいキーワードの活用が効果的
- ③訪問時の説明資料の準備
 - ・訪問勧誘時のあいさつ文、入会案内チラシ（P 8のサンプルを参照）、入会申込書、自治会総会資料（規約、事業計画、予算、役員名簿等）

訪問時

- ① 訪問時期（効果的な時期）
 - ・新規転入者には、居住開始後、間を置かず訪問
 - ・既居住者には、イベント等の開催に合わせて訪問
- ②提供するもの
 - ・新規転入者には、あいさつ文と入会案内チラシ・入会申込書・総会資料・ごみ集積場所の確認等の暮らしに関する情報提供・イベント案内
 - ・既居住者には、入会案内チラシ・入会申込書・総会資料・イベント案内
- ③注意すること
 - ・訪問は、応対可能な時間帯を考慮すること（夜はなるべく訪問しない）
 - ・あまり大人数で訪問しない（2～3人程度）
 - ・訪問は相手の立場に配慮し、同性や同世代の訪問者が望ましい場合もあります（特に女性の場合など）
 - ・自治会勧誘の文書があれば事前にポスティングしておく

入会を保留された場合

- ・入会申込書等を渡し、再度、入会のお願いをして帰ります。そのとき、保留される理由を確認しておきましょう。（例：入会するメリットが感じられない等）
- ・保留する理由が、自治会側にあれば解決できないか後日検討します。（例：会費を一度に払えない場合、分割払いできないかを検討する等）
- ・保留される理由が相手側にあれば、日をおいて再訪問して勧誘しましょう。（例：入会するメリットがない⇒「資料をお渡ししたが、どうでしょう」）

入会のご案内

～〇〇〇自治会で、一緒に活動しませんか～

明るく住み良いまちは、地域の住民が一丸となることで、つくりあげることができ
ます。地域活動への参加を通じて、みんなで心の通い合うまちをつくりましょう。
皆様の入会をお待ちしています！

自治会入会に関するお問合せは
下記へお願いします。

●あなたの地区の自治会は

〇〇〇自治会 _____ です。

●お問い合わせは

会長：〇〇 〇〇 _____ です。

電話：079-〇〇〇-△△△ _____ まで。

自治会ではこれらの活動をしています！

<情報の伝達>

身近な町内の情報や、市からのお知らせなどを回覧板などで
お知らせしています。

<親睦行事の開催>

住民同士が交流し楽しむ機会をつくるため、夏祭りや運動会など
の行事を開催しています。

<防犯・防災活動>

災害に備えて防災活動（避難訓練など）を行っています。
また、定期的にパトロールし、地域の防犯に努めています。

<生活環境の向上のための活動>

清潔で快適なまちをつくるため、〇〇道路や△△公園の清掃など
を行っています。

<入会金・会費>

入会金：〇〇〇〇円

会費（月額）：△△△円

自治会の新規加入促進

自治会の新規加入を促すために、「自治会加入促進リーフレット」を作成しています。市民窓口課では、転入の手続きに来た市民に対して、本リーフレットを渡してもらっています。自治会で使用いただくことも可能ですので、ご入用の方は高砂市連合自治会事務局（Tel.079-443-9006）までご連絡ください。（※在庫の都合上、ご希望の部数をお渡しできない場合があります。）


一緒に自治会で活動しませんか？

自治会員募集！

あなたの力が必要です！

住民の皆さんが安心して住みよいまちを作るには、一人一人が地域のこれからの考え、集い、話し合い、協力し合うことが必要です。社会環境の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が多様化していますが、地域内の人と人のつながりは、よりよい地域づくりの大きな基盤であることに変わりありません。特に、災害発生時や、地域の防災対策には、自治会の人と人のつながりの大切さが、改めて認識されています。住民の皆さんが安全で安心して暮らすことのできる生活環境を保つため、お住まいの地域の自治会にぜひご入会ください。

主な取り組み 安心
安全



高齢者見守り
声かけ活動

ふれあいイベント
見守り活動

防災・防犯
パトロール

Q&A

よくある自治会に対する疑問や不安に、お答えいたします！

Q：自治会に加入するメリットは？

A：自治会に加入することで以下のようなメリットがあります。

- ・地域の中に顔見知りができ、言葉をかけ合える関係が生まれる。
- ・いざという時に声をかけ合い、助け合える関係が生まれる。
- ・地域の中で、生きがいや楽しみを見つげることができる。
- ・会員が増え、活動が活発になることで、より地域の課題が解決しやすくなる。

【オモテ】

自治会の活動ってどんなことしているの？



きれいな
まちづくり

災害に強い
まちづくり

楽しい
まちづくり

安心・安全な
まちづくり

やさしい
まちづくり

自治会への加入のお手続きについて

自治会への加入手続きについては、ご近所の方や、隣保長（組長）、自治会長にお尋ねください。加入をためらわれている方は、ぜひご近所の自治会員に様子を聞いてみるのも一つです。自治会長の連絡先が分からない場合は、高砂市連合自治会事務局へお問い合わせください。



高砂市連合自治会事務局
（高砂市協働部地域振興課）
☎ 079-443-9006



お問い合わせ

お住いの自治会が分からない場合は、お気軽にお問い合わせください。

【ウラ】

個人情報を取り扱うときの注意事項

平成15年、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報を適正に取り扱うための基本的事項を定めた「個人情報の保護に関する法律」が制定されました。

個人情報を何に使うか、利用の目的を明確にすることや、適正に管理することが定められており、法改正によって、個人情報の保護が義務付けられた事業者に自治会も含まれることとなったため、自治会における個人情報の収集等についても、法律上の義務が生じることになりました。

個人情報とは

名前、住所、性別、年齢、生年月日、電話番号、続柄等、個人を特定することのできるすべてのものが該当します。また、法改正により、個人の身体の一部の特徴である顔、指紋、DNA等の個人情報に付された番号、記号等や、マイナンバー、旅券番号、運転免許証番号等の個人番号が「個人識別符号」として個人情報となりました。さらに、本人の人種、思想、信条、社会的身分、病歴等や、不当な差別、偏見につながるような事項は、個人情報の中でも、その取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」として定められました。

個人情報をめぐる状況

個人情報は、私たちの日常生活の様々な場面で利用する機会が増えてきています。私たちが入会する自治会の様々な活動に必要な情報です。

しかし、個人情報は、保護するものだから収集や利用をしてはいけないという誤解から、会員名簿の作成が滞る等、団体活動に支障が生じている事例が見受けられます。

個人情報は、本人同意があれば、収集、利用することができ、円滑な団体活動につなげていくことができます。

名簿作成に当たっての留意点

1 名簿の内容を検討する

利用目的及び収集する個人情報の内容を検討しましょう

どのような利用目的で個人情報を収集するのか、どのような個人情報が必要なのかをあらかじめ決めておく必要があります。個人情報は、必要最小限の範囲で収集し、利用するようにしましょう。

2 個人情報を収集する

個人情報の管理・運用方法をあらかじめ決めておきましょう

各種団体等において、次の項目について個人情報の管理方法等を決めておくことが望ましいです。

- ・ 個人情報を管理する担当者
- ・ 個人情報を管理・保管する場所
- ・ 個人情報の利用期間
- ・ 必要のなくなった個人情報の廃棄方法・時期

※また、収集した個人情報を何に使用するのか、何処に（誰に）提供するのか等についても決めておき、総会や会員広報等を利用して各種団体等の会員に状況を周知することが望ましいです。

個人情報は本人から直接収集しましょう

利用目的・利用内容について本人に説明し、同意が得られた方から、同意を得られた範囲の情報を収集しましょう。

<注意点>

回覧に一覧表を付け、その一覧表に個人情報を順番に記入してもらう方法は、他の人に記入内容が見られてしまうため、個別に回収又は記入する方法か、提出用封筒を用意し、封入して提出してもらう等、個人情報の取得の仕方にも配慮しましょう。

使用するかどうか未定な個人情報は、利用目的が特定できないため、一応または念のためといった収集はできません。

保有する個人情報が詳細なほど、流出してしまった際の影響は、大きくなります。

本人の同意が得られた範囲の名簿にしましょう

利用目的・利用内容について説明して同意が得られた場合のみ、名簿に掲載しましょう。項目の一部のみ同意が得られた場合は、その項目のみ掲載することも可能です。

3 名簿を利用する

名簿は利用目的の範囲内で利用しましょう

名簿の情報は、あらかじめ決めた利用目的の範囲内で活用しましょう。

あらかじめ決めて収集した情報を利用目的以外にも活用したい場合は、改めて本人の同意を得る必要があります。

4 名簿の利用目的を明示する

<入会届等の一部への記載例>

個人情報の取扱いについて

- ・本会では、運営・活動を円滑に行うために、ご記入いただいた個人情報を会員名簿に記載します。
- ・ご記入いただいた個人情報は、会の運営・活動、会員相互及び役員との諸連絡、災害等の緊急時対応における活動（準備活動を含む）で使用します。
- ・ご記入いただいた個人情報は、上記の目的以外での使用はしません。また、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

持続可能な自治会活動に向けて

皆さんが所属している自治会が設立されてから、社会情勢・自治会を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、既存の自治会の運営方法が現代に必ずしも適しているとは限りません。下記の内容を参考にいただき、持続可能な自治会運営に努めてください。

入会促進に関するもの

内容	取組例
幅広い世代が参加できるイベントの開催	災害発生時の初動対応を学ぶ防災イベント、まち歩きイベント
子育て世代の参加を促す行事の実施	夏祭りの開催、子ども達の企画・運営によるイベント
未入会者を含め、地域住民に自治会の活動を知ってもらい、その役割や活動を理解してもらう。	イベント時に「自治会PRブース」を設置、未入会者にも自治会資料を配布
入会促進マニュアルの作成	入会促進マニュアルに基づく入会促進活動

担い手不足に関するもの

内容	取組例
自治会活動に関わってもらう	自治会活動を広く知ってもらうための会報の作成・回覧、地道な声掛けによる協力者の確保
若い世代が参加しやすい環境整備	会議の開催日時（時間帯等）の見直し、自治会活動のデジタル化

人材不足を補完するための他団体との連携	近隣自治会との共同実施、学生ボランティアや地域活動団体との連携
既存事業の見直し	異なる行事を同日開始、地域清掃後に定例会を開催
役員負担の改善	役員定数の見直し、各年代からの役員選び、運営マニュアルの作成、多様な人材の積極的登用
役員報酬や有償ボランティアの検討	役員報酬規程の作成、有償ボランティアによる地域の見守り活動

自治会へのコミュニティ活動備品の貸出

高砂市連合自治会では、コミュニティ活動の推進のため、自治会や地域住民で組織する団体を対象に、コミュニティ活動備品の貸出（無料）を行っています。地域の会議やイベント等で、ぜひご活用ください。

【貸出手順】

- 1 高砂市連合自治会事務局（以下「事務局」）に貸出備品（以下「備品」）の在庫があるか、事前に電話（TEL079-443-9006）で確認してください。
- 2 備品を使用しようとする日の7日前までに、「高砂市連合自治会備品貸出許可申請書」を事務局（高砂市役所本庁舎2階⑫窓口 地域振興課）に提出してください。
※備品を使用する日の2ヶ月前から申請できます。
- 3 事務局と日程調整の上、備品を事務局に借りにきてください。
その際、事務局から「高砂市連合自治会備品貸出許可書」の交付を受けてください。
- 4 返却日時までに事務局に備品を返却してください。（返却日時は、「高砂市連合自治会備品貸出許可書」に記載しています。）
※各種様式、規程は高砂市ホームページからダウンロードできます。《ページ ID：7077》

高砂市連合自治会コミュニティ活動備品一覧

No.	備品名称	規格	数量	備考
1	AI カメラ付 非接触体温計	幅 35cm×高さ 150cm	2	アルコールディスペンサー付属
2	サーキュレーター	幅 25cm×高さ 35cm	2	リモコン付属
3	空気清浄機	幅 35cm×高さ 65cm	2	—
4	アクリルパーテーション	幅 60cm×高さ 65cm	10	—
5	プロジェクター	幅 30cm×高さ 10cm	1	リモコン付属
6	スクリーン	幅 125cm×高さ 190cm	1	—
7	スピーカー	幅 30cm×高さ 30cm	1	—
8	図書（お悩み解決編）	四六判（256 ページ）	1	—
9	図書（アフターコロナ編）	四六判（256 ページ）	1	—
10	図書（IT 活用編）	四六判（232 ページ）	1	—
11	タブレット端末（ケース・充電器付属）	10.1 インチ	8	各地区連合自治会へ貸出

自治会の防火安全対策

1 防火管理者の選任

自治会集会所は、施設の大きさや収容人数によっては、防火管理者を選任し防火管理上必要な業務を行わなければなりません。詳しくは、消防本部予防課にお問い合わせください。

《問合せ先：消防本部予防課（Tel079-448-4019）》

2 消防用設備等の点検報告

消火器等の消防用設備等の点検を行い、消防本部に報告する必要があります。

《問合せ先：消防本部予防課（Tel079-448-4019）》

3 露店等の開設に伴う届出

夏祭り等で露店を開設し、コンロ等の火気器具を使用する催しを開催する際、消火器の準備や消防本部への届出が必要となる場合があります。

《問合せ先：消防署（Tel079-448-4419）》

自治会活動保険

自治会活動保険は、自治会が行う活動中に発生した事故やケガに対して補償してくれる保険です。加入することにより、参加する会員だけでなく、企画・実施する役員側も安心して事業を進めやすくなります。

自治会活動保険は民間の保険会社から提供されており、自治会単位で加入します。自治会活動保険の補償内容には、賠償事故、傷害事故、費用損害などが含まれており、自治会活動保険の保険料は自治会の会員数によって変動するのが一般的です。保険会社によっては加入世帯数に応じて団体割引が適用されたり、補償内容が違ったりするため、加入する場合は、各保険会社に事前に相談し、その保険内容について十分検討してください。



地域の活動拠点「地域交流センター」

令和6年4月、市内8箇所に地域交流センターを設置しました。旧公民館に代わる施設であり、下記のコンセプトを掲げ、運営を行っております。

●地域交流センターの5つの基本コンセプト

コンセプト	基本機能	施設のあり方
集い	地域づくり機能	コミュニティや地域づくり活動の拠点
憩い	市民交流機能	地域の交流の拠点
学び	市民活動機能	サークル活動・生涯学習の拠点
つながり	情報交換機能	情報の集積・発信の拠点
安心	防災機能	地域防災活動の拠点

地域交流センターは、特定の団体だけが使用する施設ではなく、自治会をはじめとした、地域で活動する団体が使用できる施設であり、会議やイベント等でご使用いただけます。また、貸館を行うだけでなく、各種相談の窓口にもなっております。

「地域の〇〇の問題について、市役所のどこに相談すればいいのか?」「市役所への◇◇申請の手続について相談したいけど・・・」などの疑問や心配ごとがありましたら、地域の身近な施設「地域交流センター」にご相談ください。

●各地区の地域交流センター

名称	所在地	電話番号
高砂地域交流センター	高砂市高砂町北本町 1110 番地の 1	443-7088
荒井地域交流センター	高砂市荒井町扇町 2 番 24 号	442-0490
伊保地域交流センター	高砂市伊保東 1 丁目 18 番 6 号	447-2247
中筋地域交流センター	高砂市中筋 3 丁目 5 番 24 号	448-4821
曾根地域交流センター	高砂市曾根町 2301 番地の 35	451-8520
米田地域交流センター	高砂市米田町米田 734 番地	432-6784
阿弥陀地域交流センター	高砂市阿弥陀町阿弥陀 1173 番地の 1	448-4642
北浜地域交流センター	高砂市北浜町北脇 74 番地の 3	079-254-5212

【開館時間】

原則午前9時から午後10時まで（ただし、夜間の貸館使用がない場合は午後7時まで）

【休館日】

- ・12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・センターの保守に必要な日



施設の外観（米田地域交流センター）



会議室（米田地域交流センター）

第3章 自治会デジタル化

デジタル技術の導入

デジタル技術の進歩はめざましく、全国的にデジタル技術を導入する自治会が増えつつあります。自治会加入率の低下や役員の担い手不足への対応として、自治会活動のデジタル化は有効であり、これによって、自治会運営の負担を減らすだけでなく、デジタル技術に親しむ若い世代の参加にもつなげることができます。

また、地方自治法等の改正（令3年9月1日施行）により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

電磁的方法に該当し得るものとして、電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決や情報を磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。

【自治会でデジタル化するメリットの例】

- ・忙しい人や若い世代が参加しやすい
- ・情報伝達が早く、回覧板を回す負担が軽減される
- ・行事の出席確認が楽になる
- ・緊急性のある連絡（行事の変更、中止等）が迅速に行える
- ・総会の委任状等を電子化することで集計が楽になる
- ・電子決済をとりいれて、会費等の徴収の手間が減る
- ・災害時の安否確認が行いやすい



自治会支援アプリ「結ネット」

結ネットとは、自治会員同士、必要な情報をいつでもどこでも発信したり、確認できたりする、自治会に特化した専用アプリです。各単位自治会でのアプリの活用につきましては、強制的なものではなく、自治会の状況に応じて、導入をご検討ください。また、利用については「役員のみ」での利用も可能ですので、まずはスモールスタートで始めていただくのもよいのではないかと考えられます。

機能

- ・回覧板での情報を一斉に送信でき、確認することができます。
- ・総会や役員会等の会議の案内や出欠確認も行うことができます。
- ・総会資料等を配信し、議案の賛否を回答することができます。
- ・お住まいの地域や市の情報が届きます。
- ・災害時の安否確認ができます。
- ・ごみ収集日程表を確認することができます。



費用

初期導入費用	66,000円
1世帯(ID)利用単価	11円/月
基本料金(月額)	下記のとおり



(参考) 地区連合自治会、単位自治会の月額基本料金表

基本料/月(組織体毎)					
ID数	税抜金額	税込金額	ID数	税抜金額	税込金額
~ 29 世帯	100 円	110 円	3,900 ~ 4,199 世帯	14,000 円	15,400 円
30 ~ 99 世帯	300 円	330 円	4,200 ~ 4,499 世帯	15,000 円	16,500 円
100 ~ 199 世帯	600 円	660 円	4,500 ~ 4,799 世帯	16,000 円	17,600 円
200 ~ 299 世帯	1,000 円	1,100 円	4,800 ~ 5,099 世帯	17,000 円	18,700 円
300 ~ 599 世帯	2,000 円	2,200 円	5,100 ~ 5,399 世帯	18,000 円	19,800 円
600 ~ 899 世帯	3,000 円	3,300 円	5,400 ~ 5,699 世帯	19,000 円	20,900 円
900 ~ 1,199 世帯	4,000 円	4,400 円	5,700 ~ 5,999 世帯	20,000 円	22,000 円
1,200 ~ 1,499 世帯	5,000 円	5,500 円	6,000 ~ 6,299 世帯	21,000 円	23,100 円
1,500 ~ 1,799 世帯	6,000 円	6,600 円	6,300 ~ 6,599 世帯	22,000 円	24,200 円
1,800 ~ 2,099 世帯	7,000 円	7,700 円	6,600 ~ 6,899 世帯	23,000 円	25,300 円
2,100 ~ 2,399 世帯	8,000 円	8,800 円	6,900 ~ 7,199 世帯	24,000 円	26,400 円
2,400 ~ 2,699 世帯	9,000 円	9,900 円	7,200 ~ 7,499 世帯	25,000 円	27,500 円
2,700 ~ 2,999 世帯	10,000 円	11,000 円	7,500 ~ 7,799 世帯	26,000 円	28,600 円
3,000 ~ 3,299 世帯	11,000 円	12,100 円	7,800 ~ 8,099 世帯	27,000 円	29,700 円
3,300 ~ 3,599 世帯	12,000 円	13,200 円	8,100 ~ 8,399 世帯	28,000 円	30,800 円
3,600 ~ 3,899 世帯	13,000 円	14,300 円			

(参考) 結ネット概算経費早見表 ※金額は税込みです。

世帯数 (ID数)	初期導入費用 ※初年度のみ	基本料金 (年額)	世帯利用単価 (年額) 【11円×世帯数×12か月】	初年度総経費
20世帯	66,000円	110円×12か月=1,320円	2,640円	69,960円
50世帯		330円×12か月=3,960円	6,600円	76,560円
100世帯		660円×12か月=7,920円	13,200円	87,120円
200世帯		1,100円×12か月=13,200円	26,400円	105,600円
300世帯		2,200円×12か月=26,400円	39,600円	132,000円
500世帯		2,200円×12か月=26,400円	66,000円	158,400円
700世帯		3,300円×12か月=39,600円	92,400円	198,000円
1,000世帯		4,400円×12か月=52,800円	132,000円	250,800円
1,300世帯		5,500円×12か月=66,000円	171,600円	303,600円
1,600世帯		6,600円×12か月=79,200円	211,200円	356,400円
1,900世帯		7,700円×12か月=92,400円	250,800円	409,200円
2,200世帯		8,800円×12か月=105,600円	290,400円	462,000円
2,500世帯		9,900円×12か月=118,800円	330,000円	514,800円
2,800世帯		11,000円×12か月=132,000円	369,600円	567,600円
3,100世帯		12,100円×12か月=145,200円	409,200円	620,400円

2年目以降の経費については、「初年度総経費-初期導入費」となります。

結ネット（デモ版）

実際に操作してみたいという人向けに、結ネット（デモ版）をお使いいただけます。この結ネット（デモ版）では、各自治会において配信することができません。そのため、主に通知の受け取り、テストとしてのアンケート回答など簡易的な機能のみご利用可能です。詳細については、高砂市連合自治会事務局

（☎079-443-9006）までお問い合わせください。



高砂市

結ネット利用申込

1 利用申込スケジュール

時 期	内 容
4月	第1次利用申込受付を開始
5月末	高砂市連合自治会総会で「結ネット」に関する説明会を開催 ・第1次利用申込受付の終了
6月	・第1次利用申込自治会のアプリ利用開始 ・第2次利用申込受付を開始 ・(第1次利用申込自治会) 実務者向け研修会を開催
7月末	・第2次利用申込受付を終了（令和8年度利用の最終受付）
8月	・第2次利用申込自治会のアプリ利用開始 ・(第2次利用申込自治会) 実務者向け研修会を開催
11月～12月	自治会から業者にアプリ利用料を支払い

※令和8年度の利用申込の期限は7月末日までです。ご注意ください。

2 「結ネット」利用申込手続

(1) 第1次利用申込（第1次募集）

ア 申 込 期 間 令和8年4月15日（水）から5月29日（金）まで

イ アプリ利用開始時期 令和8年6月中旬（予定）

ウ 申 込 方 法 別紙『「結ネット」利用申込書』をメールまたは地域振興課窓口でご提出ください。オンライン申込については、高砂市ホームページ（ID：13242）からお願いいたします。

(2) 第2次利用申込（第2次募集）

ア 申 込 期 間 令和8年6月1日（月）から7月31日（金）まで

イ アプリ利用開始時期 令和8年8月中旬（予定）

ウ 申 込 方 法 別紙『「結ネット」利用申込書』をメールまたは地域振興課窓口でご提出ください。オンライン申込については、高砂市ホームページ（ID：13242）からお願いいたします。

3 結ネット実務者向け研修会

- (1) 研修内容 「結ネット」の基本操作について
- (2) 開催日
 - ア 第1次利用申込自治会向け 令和8年6月13日(土) 午後2時から3時まで
 - イ 第2次利用申込自治会向け 令和8年8月8日(土) 午後2時から3時まで
- (3) 場 所 分庁舎1階大会議室
- (4) 対象者 利用申込した自治会の実務担当者(各自治会2名程度)
※次年度以降に利用予定の自治会も参加できますので、ご興味のある方はお問合せください。(会場の定員の都合上、各自治会2名までとさせていただきます。)
- (5) 参加申込方法
 - ア 利用申込自治会 別添『「結ネット」利用申込書』をメールまたは地域振興課窓口でご提出ください。オンライン申込については、高砂市ホームページ(ID:13242)からお願いいたします。
 - イ 上記ア以外の自治会 定員に限りがあるため、事前にお電話でお問い合わせください。

自治会支援アプリ導入等補助金

少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの多様化、災害リスクの高まりなど、地域社会を取り巻く課題に対応するため、高砂市では自治会活動のICT化を推進しています。このたび、地域運営体制の持続可能な整備を目的とし、自治会支援アプリの導入及びその活用を促進するため、補助金を交付することとなりました。以下の内容をもとに、補助金申請を募集いたします。

詳細については、別紙「自治会支援アプリ導入等補助金【令和8年度 募集要項】」をご覧ください。高砂市ホームページ(ID:13637)にも掲載していますので、ご確認ください。

第4章 資料編

自治会に関する情報の発信

高砂市内の自治会に関する情報を市のホームページに掲載しています。《ページID:766》

高砂市の業務一覧

高砂市は、住みよいまちづくりを進めるために、各種業務を行っています。その中から、特に自治会の活動と関わりが深いと思われる業務をご紹介します。

また、自治会活動の中で困りごとや悩みごとがありましたら、まずは地域振興課もしくはお近くの地域交流センターへお気軽にお問い合わせください。各種手続きの案内や必要に応じて担当部署へお繋ぎします。

(高砂市役所 地域振興課 TEL:079-443-9006 FAX:079-443-0009)

くらしや手続きについて

業務内容	担当部署	電話番号
自治会活動	地域振興課	443-9006
認可地縁団体		
ボランティア団体の活動		
広報たかさご	広報観光課	443-9001
まちづくり出前講座		
市政に関する要望・陳情		
戸籍・住民異動などの届出、証明交付	市民窓口課 高砂市市民サービスコーナー (イオン高砂店3階)	443-9019 451-9300
マイナンバーカードの申請	市民窓口課 高砂市市民サービスコーナー (イオン高砂店3階)	451-5072 451-9300
本人通知制度の登録	市民窓口課 高砂市市民サービスコーナー (イオン高砂店3階)	441-7180 451-9300
市民相談	市民生活課(市民相談担当)	443-9002
消費生活相談	消費生活センター(市民生活課)	443-9078
消費者啓発・教育	市民生活課	443-9135
高砂市ボランティアセンター	高砂市社会福祉協議会	442-4047
若者しごと相談	あかし若者サポートセンター	079-915-0677
人権相談	人権推進課	443-9060
犯罪被害者支援		
パートナーシップ・ファミリーシップ届出		
男女共同参画・女性活躍推進	男女共同参画センター	443-9134
女性のための相談室		
女性のための法律相談		

ごみなど環境面について

業務内容	担当部署	電話番号
ごみ袋の配布	環境政策課	443-9029
ごみの不法投棄	環境対策課	443-9065
土のう袋の配布	治水対策課	443-9032
ごみステーションに関すること	エコクリーンピアはりま (業務担当【ごみ収集】)	448-5220
ごみの収集(地域清掃)		
ふれあい収集		
ごみの直接搬入(自己搬入)	エコクリーンピアはりま (計画管理・ごみ減量化担当)	448-5260
ごみ減量等推進員・協力員の活動		
再生資源集団回収活動の助成		

浄化槽の設置費の助成	エコクリーンピアはりま (業務担当【し尿収集】)	447-1157
し尿の収集		
犬の登録、狂犬病、マナー	環境政策課	443-9029
犬・ねこの死体処理	高砂斎場	443-0093
公害苦情相談	環境対策課	443-9065

防災について

業務内容	担当部署	電話番号
自主防災組織の活動	危機管理室	443-9008
防災行政無線電話応答サービス	危機管理室(自動音声案内)	443-3450
防火指導・訓練(防災訓練・初期消火訓練等)	消防署(訓練担当)	448-4491
救急講習	消防署(救急担当)	448-4419
火事や救急などの緊急通報	消防本部指令センター	119
初期消火用消防器具助成金	消防本部総務課	448-4969

教育について

業務内容	担当部署	電話番号
学校(園)区域の指定	学校教育課	443-9054
子ども会等青少年団体の指導・育成	生涯学習課	443-9067
青少年の非行防止・少年補導	青少年センター	443-9066
ふるさと文化財の登録	生涯学習課文化財係	448-8255
人権教育・人権啓発	人権推進課	443-9060

子どもや健康について

業務内容	担当部署	電話番号
妊娠の届出、母子健康手帳交付時の面談	こども家庭相談センター結っくりん (こどもまどぐち課)	443-3950
妊婦支援給付金(旧出産・子育て応援金)		
不妊不育症治療費助成事業		
未熟児養育医療		
こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問		
妊婦訪問・相談		
産後ケア事業		
予防接種(乳幼児)		
乳幼児健康診査		
乳幼児期の食育教室、育児相談		
子育て世帯訪問支援事業		
子ども・子育てに関する相談全般		

児童虐待防止	こども家庭相談センター結っくりん (こどもまどぐち課)	442-2260
家庭児童相談		
こどもホットライン		
児童虐待防止 24 時間ホットライン	兵庫県中央こども家庭センター	078-921-9119
子育て相談	子育て支援センター	442-2242
学童保育所	NPO 法人高砂キッズ・スペース	446-3635
	社会福祉法人洗心会メイプルクラブ	447-0018
	社会福祉法人あいむ 学童教室ルピナス	449-3821
	社会福祉法人日本聖公会高砂福祉会エステル	070-4176-0948
子育ての支援(ファミリーサポートセンター)	高砂市ファミリーサポートセンター	442-0555
病児保育	すくすくひろば (こばやし小児科)	434-2288
	だっこ (山名クリニック)	448-1313
保育所・認定こども園・幼稚園・高砂児童学園	すくすくひろば (こばやし小児科)	434-2288
	だっこ (山名クリニック)	448-1313
予防接種(高齢者)	健康増進室	443-3936
献血の推進		
生活習慣病予防のための健康教育、健康相談、 栄養相談		
高齢者の健康づくり・介護予防のための 健康教育、健康相談、栄養相談		
がん検診等		
夜間休日応急診療(内科・小児科)	東はりま夜間休日応急診療センター	431-8051
休日歯科応急診療	加古川歯科保健センター	431-6060
障害者等の歯科診療		

道路や建物について

業務内容	担当部署	電話番号
道路の維持管理・補修	道路公園課	443-9038
街路樹の維持管理		
街路灯の設置・維持管理		
カーブミラーの設置・維持管理		
交通安全教育・啓発	土木総務課	443-9040
公園・緑地の管理・緑化推進	市ノ池公園みどりの相談所	447-6401
	向島公園管理事務所 (向島・高砂海浜公園のみ)	442-0657
水路の維持・補修	治水対策課	443-9032
空き店舗の活用に関する相談	商工労働課	443-9030

建築に関する相談	建築住宅課	443-9035
耐震改修に関する相談		
省エネ改修に関する相談		
空き家に関する相談		
公共下水道の維持管理	上下水道部管きよ課	443-9045
水洗化の普及、排水設備の設置		443-9044
道路漏水	水道料金センター	443-9049
市有土地関係	契約管財課	443-9012

自治会等を対象とした補助金制度

自治会等の地域団体に対する補助金制度の一覧です。補助対象経費等については、各制度の担当部署にお問合せください。

補助金等の名称 実施主体	補助対象団体	補助内容	募集期間 (今年度予定)	問合せ先
高砂市連合自治会事業補助金 高砂市	高砂市連合自治会	高砂市連合自治会が実施する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	5月中旬 ～6月末日	高砂市 地域振興課 443-9006
地区連合自治会活動支援 補助金 高砂市	地区連合自治会	地区連合自治会が実施する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	5月1日 ～9月末日	高砂市 地域振興課 443-9006
単位自治会事業補助金 高砂市	単位自治会	単位自治会が実施する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	5月中旬 ～6月末日	高砂市 地域振興課 443-9006
集会施設整備事業補助金 高砂市	自治会、町内会その他地域住民で組織する団体	集会施設に関する必要な整備をしようとする自治会等に対し、当該整備に要する費用を補助するもの。	5月下旬 ～9月末日	高砂市 地域振興課 443-9006
資源ごみ集団回収奨励金 高砂市	自治会、町内会その他地域住民で組織する団体	自治会等の団体が資源ごみを集団回収されたときに、その集めた資源ごみの量に応じて奨励金を交付するもの。	4月1日 ～3月末日	エコクリーン ピアはりま 448-5260
ちびっこ遊園補助金 高砂市	ちびっこ遊園設置者(自治会)	ちびっこ遊園の遊具の補修等に対して、1遊園につき1年に6万円を限度として、事業費の3分の2を助成するもの。	予算の範囲内であり、通年とする。	高砂市 道路公園課 443-9034
高砂市消防器具整備事業 助成金 高砂市	自治会、町内会その他地域住民で組織する団体	高砂市単位自治会等が消防器具を設置又は更新する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	予算の範囲内であり、通年とする。	高砂市 消防本部 総務課 448-4969

補助金等の名称	補助対象団体	補助内容	募集期間 (今年度予定)	問合せ先
実施主体				
自主防災組織事業補助金	自主防災組織	自主防災組織の設立、運営に係る経費の一部を補助するもの。	4月1日 ～5月末日	高砂市 危機管理室 443-9008
高砂市				
高砂市地域見守り防犯カメラ設置補助事業補助金	自治会、地域団体	市が補助対象として選定した団体に、防犯カメラの設置に係る経費の一部を補助するもの。	6月1日 ～9月末日	高砂市 危機管理室 443-9008
高砂市				
高砂市小規模森林整備事業支援対策補助金	森林を所有する又は管理する団体 (自治会等)	地域で行う森林の公益的機能の水準の維持・向上を図るための森林施業(植栽・下草刈り・除伐・間伐・伐採等)	予算の範囲内であり、通年とする。	高砂市 農林水産課 443-9031
高砂市				
東播磨地域づくり活動応援事業	東播磨地域に根差した活動をしている地域団体	地域団体が主体的に実施する事業、もしくはSDGsに関する取組に関する事業の一部を補助するもの。	4月初旬 ～4月末日	東播磨県民局 県民課 421-9290
兵庫県				
県民まちなみ緑化事業	住民団体	植樹や芝生化等の緑化活動に対して補助するもの。	4月初旬 ～11月末日	加古川 土木事務所 まちづくり 建築課 421-9402
兵庫県				
環境保全促進助成事業補助金	コミュニティ組織	保全活動・環境教育啓発の推進を図るためのソフト事業に対し、経費の一部を補助するもの。	8月中旬 ～8月末日	高砂市 企画課 443-9007
(一財)自治総合センター				
地域活性化事業助成金	東播磨地域又は北播磨地域に活動拠点を置く団体	東播磨地域及び北播磨地域の歴史、自然、産業、文化等の啓発・伝承を促進する事業、一般的なマップに載らない地元情報(各種遊び場情報や見所情報)を発信する事業に対し、経費の全部又は一部を補助するもの。	8月中旬 ～9月末日	高砂市 企画課 443-9007
兵庫県				
コミュニティ助成事業補助金 (一般コミュニティ助成事業)	コミュニティ組織 ※特定の目的で活動する団体は助成対象外	コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業に対し、経費の一部を補助するもの。	8月末日 ～9月中旬	高砂市 地域振興課 443-9006
(一財)自治総合センター				

補助金等の名称 実施主体	補助対象団体	補助内容	募集期間 (今年度予定)	問合せ先
コミュニティ助成事業補助金 (コミュニティセンター 助成事業) (一財)自治総合センター	コミュニティ組織 ※特定の目的で活動 する団は助成対象外	集会施設の建設又は大規模修繕 及びその施設に必要な備品の整 備に関する事業に対し、経費の 一部を補助するもの。	8月末日 ～9月中旬	高砂市 地域振興課 443-9006
コミュニティ助成事業補助金 (青少年健全育成助成事業) (一財)自治総合センター	コミュニティ組織 ※特定の目的で活動 する団は助成対象外	スポーツ・レクリエーション活 動や文化・学習活動に関する事 業及びその他コミュニティ活動 のイベントに関する事業等に対 し、経費の一部を補助するもの。	8月末日 ～9月中旬	高砂市 生涯学習課 443-9067
コミュニティ助成事業補助金 (地域防災組織育成 助成事業) (一財)自治総合センター	自治会、地域団体	防災倉庫、防災資機材等の購入 に係る経費の一部を補助するも の。	8月末日 ～9月中旬	高砂市 危機管理室 443-9008
ひょうご安全の日推進事業 (自主防災組織強化支援 事業) ひょうご安全の日 推進県民会議	自主防災組織	自主防災組織が実施する避難訓 練、避難所自主運営マニュアル 又はそれと同等の訓練計画によ る避難所運営訓練、その他特色 ある防災訓練等に係る経費の一 部を補助するもの。	事業開始月の 前々月20日 まで	高砂市 危機管理室 443-9008
ひょうご安全の日 推進事業 (実践活動事業) ひょうご安全の日 推進県民会議	自治会、地域団体	実践的な防災訓練・学習等次な る災害に備える活動や「マイ・タ イムライン」「マイ避難カード」 の作成等、個別避難計画・地区防 災計画・避難所自主運営マニユ アルの策定等の経費の一部を補 助するもの。	事業開始月の 前月5日まで	兵庫県 防災支援課 078-362-9984
「ひょうご子ども・若者 応援団」一般助成事業 兵庫県青少年本部	青少年の健全育成 を目的として活動 している団体・グ ループ	青少年の健全育成を目指す事業 に対し、経費の一部を補助する もの。	(上期) 1月中旬 ～2月中旬 (下期) 7月中旬 ～8月中旬	兵庫県 青少年本部 ひょうご 子ども・若者 応援団担当 078-891-7410
ひょうご市民活動応援基金 (公財) ひょうごコミュニティ財団	兵庫県内で活動す る非営利団体(法 人格の有無や種類 は不問)	社会的な孤独・孤立を和らげ、ま た市民相互の支え合いや市民主 体・市民参加のまちづくりを促 進していこうという活動・事業 に対し、経費の一部を補助する もの。	秋ごろ 募集開始	(公財) ひょうご コミュニティ 財団 078-380-3400

市から自治会等へのご案内

高砂市から自治会等へ年間を通して様々なお知らせをしています。

時期	送信元	宛て先	内容	締切の有無 (×日)	備考
5月	広報観光課	全単位自治会長	広報配布委託料支払金口座 振替申出書提出依頼	有 (6月中旬)	切手付の返信用 封筒を同封
5月下旬	地域振興課	全単位自治会長	単位自治会補助金の 申請について	有 (6月末)	切手付の返信用 封筒を同封
7月中旬	こどもまどぐち課	全単位自治会長	児童虐待防止の啓発資料回 覧依頼	無	—
7月中旬	人権推進課	全単位自治会長	啓発冊子「きずな」・ 強調月間ポスター	無	—
8月	環境対策課	全単位自治会長	太陽光発電及び蓄電池設備 の共同購入事業について	有 (9月上旬)	郵送ではなく直 接配布予定
8月中旬	地域振興課	全単位自治会長	コミュニティ助成事業の 募集について(ご案内)	有 (9月上旬)	—
9月	広報観光課	全単位自治会長	広報配布委託料(前期分) 振込通知	無	—
11月中旬	人権推進課	全単位自治会長	啓発冊子「きずな」	無	—
2月上旬 (常任理事 会時)	課税課	集会施設等を持つ 単位自治会長	自治会館等に係る 固定資産税・都市計画税 減免申請について	有 (5月下旬)	返信用封筒を 同封(切手無)
2月下旬	地域振興課	認可地縁団体代表者	告示事項変更届出書等の 提出について	有 (5月下旬)	—
3月	広報観光課	全単位自治会長	広報配布者届出書提出依頼	有 (4月上旬)	切手付の返信用 封筒を同封
3月中旬	人権推進課	全単位自治会長	啓発冊子「きずな」	無	—
3月下旬	危機管理室	自主防災会長	高砂市自主防災組織事業 補助金について	有 (5月下旬)	—

※選挙が行われる際には、選挙管理委員会事務局より「選挙公報の配布について」のお知らせが全単位自治会長に届きます。

高砂市まちづくり出前講座

高砂市では、市内に在住、勤務、通学しているおおむね10人以上のグループ等に、市民の皆さんのご要望に応じて職員が出向き、市行政のしくみや施策等について説明させていただく「高砂市まちづくり出前講座」を実施しています。

出前講座を希望される団体の代表の方は、広報観光課(広報広聴担当Tel079-443-9001)までお問合せください。

令和8年度 高砂市まちづくり出前講座 メニュー一覧表

No.	講座のテーマ	所管課名	電話番号
1	地震への備え	危機管理室	443-9008
2	風水害への備え	危機管理室	443-9008
3	防災アプリを使いこなそう	危機管理室	443-9008
4	ハザードマップを活用して「マイ避難カード」を作成しよう	危機管理室	443-9008
5	防犯対策	危機管理室	443-9008
6	防災バッグの中身について考えよう	危機管理室	443-9008
7	高砂市総合計画	企画課	443-9007
8	プリペイド型ギフトカードについて (パナラVisaギフトカード) ※R8.9.30までの限定	企画課	443-9007
9	たかさご結ポイントについて	企画課	443-9007
10	高砂市公式スマートフォンアプリ 「たかさごナビ」	ICT推進課	443-9009
11	高砂市の観光	広報観光課	451-6796
12	高砂市の公共施設の現状と今後	公共施設 マネジメント室	443-9064
13	統計調査のしくみと役割	総務課	443-9004
14	知ってください住民税	課税課	443-9015
15	固定資産税の基礎知識	課税課	443-9016
16	高砂市の財政	財政課	443-9010
17	高砂市の入札・契約制度	契約管財課	443-9011
18	消費生活講座	市民生活課	443-9135
19	地縁による団体認可	地域振興課	443-9006
20	ニュースポーツ体験講座	スポーツ推進課	443-9136
21	国民年金制度	国保年金課	443-9022
22	国民健康保険制度	国保年金課	443-9020
23	後期高齢者医療制度	国保年金課	443-9021
24	福祉医療制度	国保年金課	443-9021
25	介護保険制度	介護保険課	443-9063
26	国民健康保険・後期高齢者医療保険・ 介護保険の保険料	賦課収納課	443-9072
27	健康づくり	健康増進室	443-3936
28	受けてみたくなるがん検診	健康増進室	443-3936
29	高砂市の保育	幼児保育課	443-9025
30	発達障がい理解	高砂児童学園	447-1167
31	児童虐待かと思ったら	こどもまどぐち課	442-2260
32	はじめての「里親制度」	こどもまどぐち課	441-7440
33	ヤングケアラーってなに？	こどもまどぐち課	441-7440
34	民生委員・児童委員	地域福祉課	441-9006
35	生活困窮者自立支援制度	地域福祉課	441-9006

No.	講座のテーマ	所管課名	電話番号
36	重層的支援体制整備事業	地域福祉課	441-9006
37	高齢者の福祉サービス	地域福祉課	443-9026
38	あなたの暮らしと権利を守る 成年後見制度	地域福祉課	441-9006
39	多様な性	人権推進課	443-9060
40	障がいの福祉サービス	障がい福祉課	443-9027
41	ワンポイント手話	障がい福祉課	443-9027
42	ストップ！地球温暖化	環境対策課	443-9065
43	高砂市のごみ処理状況	エコクリーンピア はりま	448-5260
44	高齢者の交通安全 ～道路横断時の危険予測～	土木総務課	443-9040
45	交通安全教室	土木総務課	443-9040
46	自転車安全利用	土木総務課	443-9040
47	子どもの命を守るために 親子で安全教室	土木総務課	443-9040
48	外国人向け交通安全教室	土木総務課	443-9040
49	利用したくなる高砂市の公園	道路公園課	443-9034
50	知りたい！ JR曾根駅周辺整備	道路公園課	443-9034
51	知ってる？ まちづくりのルールって	都市政策課	443-9033
52	そうだと まちづくり、しよう。	都市政策課	443-9033
53	地域で守り育てる！ じょうとんバス	都市政策課	451-6799
54	それ、空き家ですよ！ ～損しない空き家のために～	建築住宅課	443-9035
55	住まいの地震対策	建築住宅課	443-9035
56	高砂市の下水道	上下水道部	443-9048
57	高砂市の水道	上下水道部	443-9048
58	高砂市の治水対策	治水対策課	443-9036
59	ため池って何？	治水対策課	443-9032
60	市議会のしくみと役割	議事課	443-9061
61	教育委員会って？	教育総務課	443-9052
62	新たな学校づくり	教育総務課	443-9055
63	青少年の健全育成	生涯学習課	443-9067
64	地域の歴史と昔の暮らし	生涯学習課	448-8255
65	学校運営協議会 (コミュニティ・スクール)	学校教育課	443-9054
66	”松陽学園”で楽しもう！	教育センター	448-4191
67	選挙のしくみ	選挙管理委員会 事務局	443-9057
68	「監査制度」講座	監査委員・公平 委員会事務局	443-9058
69	農業委員会の役割	農業委員会 事務局	443-9059

高砂市AED設置公表施設

自治会活動中だけでなく、交通事故等により、救命処置が必要となる場面に出くわすことがあるかもしれません。

傷病者の命を救うためには、救急車が到着するまでの間、周囲に居合わせた方々の「一次救命措置」が非常に重要となります。

市内のAED設置施設は市ホームページに掲載されていますので、万が一に備え、周辺の設置施設をご確認ください。《ページID：3077》



自治会なんでもQ&A

【自治会運営全般について】

Q：役員を引き受ける人がいなくて困っています。

A：役員を選出方法や任期は自治会ごとに異なり、役員職を引き受けやすいように、団体によって様々な工夫をしています。

- ・会長の負担を軽減するため、各役員で役割を分担する。併せて、各役員の役割を明確にし、リスト化（見える化）する。
 - ・役員職を入会世帯に順番に回すなど、順番に経験するように決める。
 - ・役員任期制（2期4年など）や定年制を設ける。
 - ・会長や副会長の交代時期をずらしたり、副会長を複数選出したりするなど、役員総入れ替えを防ぐ。
- ➡団体の規模や活動内容、地域の実情に沿って、役員選出方法や任期について、地域で話し合ってみてください。

Q：後継者育成への取組は、どのようにすればいいですか。

A：若い世代が自治会活動へ参加しやすい環境を整えるために、以下のことをご検討ください。

- ・会合や行事日程を、若い世代が参加しやすい曜日や時間帯に設定する。
- ・役割分担をして、1人当たりの負担を軽減する。
- ・様々な世代が参加できるイベントを企画して、活動へ参画してもらう。

多数の会員が自治会活動にかかわりやすいよう、以下のことをご検討ください。

- ・年齢、性別等のバランスのとれた役員構成となるよう努める。（多様な人材が役員を務め、様々な立場からの意見が交わされることで、自治会活動の活性化につながっていく。）
- ・一役員による複数役職の兼務を避けるよう努める。
（多くの住民に役員を務めてもらうことにより、みんなが参加する開かれた団体になる。）
- ・規約で役員任期を適切に定める。
（一定期間で役員交代していくことで、役員メンバーの新陳代謝を高め、新たな考え方、やり方を取り込んでいくことができる。）

Q：自治会長として手当をもらっていますが、確定申告は必要ですか。

A：報酬という名目で手当をもらっている場合、確定申告の対象となります。ただし、手当が費用弁償の積み重ねである場合は、この限りではありません。

詳細については、課税課（Tel079-443-9015）にお問い合わせください。

Q：自治会内のトラブルを解決してもらいたいのですが、市では自治会の指導はできないのですか。

A：戦前には区市町村の下部組織として位置づけられた時期がありますが、現在、自治会は自立した任意組織という位置づけです。自治会は、地域住民の方々が自主的・自立的に組織した任意組織であり、法律により設置義務のある組織ではありません。

市が自治会の運営や活動等に立ち入って指導することは、活動の自主性や自立性を阻害することになりますので、自治会内のトラブルについては、内部で十分協議し、解決してください。

Q：事務量が多くて困っています。

A：まず、「何にどれくらい時間や手間がかかっているのか」をリストアップし、事務量の棚卸し（見える化）をしましょう。「昔からやってきたから」という理由だけであれば、見直しのチャンスです。また、自治会によっては、会長が多くの業務を行うということではなく、役員で分担して対応している自治会もあります。

Q：自治会活動と神社の祭りなど、宗教との関わり方についてどのように対応したらよいですか。

A：神社の祭礼などは、伝統的・文化的行事、共同的娯楽行事の性格があり、有形・無形の文化財の保護・存続に係る活動と考えられます。長い歴史の中で地域と深いつながりがあることも多いと思われれますが、宗教上の理由で協力できない人に対する配慮や、新しく転入してきた人への説明責任を果たし、話し合い、理解を得ることは不可欠です。

Q：会費を納入してくれない人がいて困っています。

A：自治会の会費は、会員の皆さんで話し合いのうえ決めるものであり、団体ごとに会費の額や徴収方法は異なります。他の地域から転入された方から「会費が高い」などの意見が出た場合や、会費を納入してもらえない場合には、会費がどういったことに使われているのか、内訳を説明するなどして、理解が得られるように努めてください。また、アパート等の集合住宅に入居している人の会費は、アパートの管理者等に相談するのも一つの方法です。また、会費の額について定期的に地域の皆さんで話し合うことも大切です。

Q：広報の配布以外にも、回覧文書が多くて困っています。

A：広報誌の配布については、自治会と市で委託契約を締結し、業務として配布していただいております。その対価として委託料を自治会にお支払いしています。

しかし、回覧や全戸配布等については、委託契約によるものではなく、無償でご協力いただいております。

急遽市民の皆様へ情報をお伝えする必要があるものや、情報量の問題から広報たかさごだけではお届けできない情報等については、自治会の皆様のご理解とご協力により、回覧等を実施させていただいているところです。

市では、質問のようなご意見もいただいております。自治会に回覧等をお願いする前には、各担当部署において公益性の有無や回覧等の必要性を十分確認するよう依頼しております。今後も、自治会への負担が必要最小限となるように配慮してまいります。

Q：入会のメリットについて、どのように説明すればいいですか。

A：自治会に入ることによって、次のようなメリットが考えられます。

- ・地域の中に顔見知りができ、言葉をかけ合える関係が生まれる。
- ・いざという時に声をかけ合い、助け合える関係が生まれる。
- ・地域の中で生きがいや楽しみを見つけることができる。

・会員が増え、活動が活発になることで、より地域の課題が解決しやすくなる。

近年、全国各地で大地震が発生しており、今後様々な地域における地震の発生が指摘されています。それらを想定し、日ごろから住民同士の助け合いによって迅速な対応ができるよう、防災訓練に取り組む自治会もあります。

大規模な災害発生直後は、行政の支援が間に合わないことも考えられ、災害発生時の初動において、自治会の役割は重要です。また避難所生活を送る際など、同じ自治会の顔見知りがいることで安心感が増すこともあります。

住民から「自治会って何をしているかわからない」、「自治会なんて私には関係ない」などの話があれば、自治会の役割や活動内容等を丁寧に説明し、理解を得られるよう努めていただきたいと思えます。

Q：転入者などに入会を断られて困っています。

A：自治会は、「地縁に基づく任意団体」であり、クラブ活動や趣味のサークルと同様、地域に住む人たちの自由な意志によって結成された団体であることから、入会の強制はできません。

しかしながら、自治会は、生活に一番身近な自治組織で、「住みよい地域をつくること」を目的に、地域の課題解決や住民同士の交流を進めている団体ですので、そのことを相手の方に伝えてみてはどうでしょうか。団体の目的や活動内容等について説明し、理解を得ていただくよう努めてみてください。

地域には様々な人が生活し、これまでの慣習であっても、時代の流れとともに認識に違いが生じることもあるため、住民に対して十分な説明が必要です。また、他地域からの転入者だけでなく、既に入会している人の中でも、自治会が作られた目的や、こういった活動をしている団体なのかわからないという人もいます。団体内の透明性をより高めるためにも、会報を作成し、回覧などにより、行事や活動を積極的にお知らせするのも有効です。

Q：自治会を退会したいとの相談がありました。

A：自治会は地域の住民で構成する任意の団体であり、自治会への入会は強制されるものではありません。退会に対する嫌がらせなどは自由意志に対する不当な干渉としてトラブルの原因となります。自治会活動について説明するとともに、退会したい理由を聞くなど話し合いを重ねることが大切です。

また、退会の相談があった方に「自治会管理のごみステーションを利用させない」と言ってしまった場合、「退会させないように脅迫された」と思われてしまい、法律に抵触する恐れがありますので、十分に注意してください。

※過去には裁判で、「自治会の入会義務の有無」について争われた例があります。判決の中で、自治会への入会については、本人の自由であることが認められました。(平成16(受)1742自治会費等請求事件、平成17年4月26日 最高裁判所第三小法廷 判決 その他 東京高等裁判所

— お問い合わせ —

高砂市連合自治会事務局（高砂市協働部地域振興課内）

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
（高砂市役所本庁舎2階12番窓口）

TEL 079-443-9006

FAX 079-443-0009